

「子ども・子育て会議」と「社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）」
及び「青少年問題協議会」の統合について

1 本市の子ども・子育て支援に関する推進体制

- ・ 子どもの育ち（子育て）や子育て支援に関する施策事業を総合的に推進するため、平成22年3月に「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」を策定し、保健、福祉、青少年健全育成、教育、労働など子どもを取り巻く環境整備に関連の深い分野の施策事業を一体的に推進
- ・ 子ども・子育て支援法等に基づく「子ども・子育て支援新制度」（平成27年4月導入予定。以下、「新制度」）に関する事項を審議するとともに、児童福祉や青少年健全育成など子ども・子育て支援に関する施策・事業を総合的に審議する附属機関として、「子ども・子育て会議」を平成25年7月に設置

【子ども・子育て支援施策に関する附属機関】

附属機関名【根拠法令】	所掌事務
子ども・子育て会議 （平成25年7月設置） 【子ども・子育て支援法】	子ども・子育て支援に関する事項の調査審議 （児童福祉、青少年健全育成を含む。）
社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 （平成8年7月設置） 【社会福祉法・児童福祉法】	児童福祉に関する事項の調査審議（児童、妊産婦、知的障害者の福祉など）
青少年問題協議会 （昭和39年4月設置） 【地方青少年問題協議会法】	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事項の調査審議

2 国の地方分権改革における根拠法令の改正概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第3次一括法）が成立（平成25年6月14日施行）

- ・ 社会福祉法の改正
社会福祉審議会及び児童福祉専門分科会の委員定数の上限（児童福祉専門分科会を設置する場合は社会福祉審議会全体で50人以内、設置しない場合は35人以内）の廃止
- ・ 児童福祉法の改正
児童福祉審議会の委員定数の上限（20人以内）の廃止
- ・ 地方青少年問題協議会法の改正
地方青少年問題協議会の会長（市長）及び委員（市議会議員、関係行政機関の職員、学識経験者）の資格要件の廃止

3 子ども・子育て支援施策に関する附属機関の設置についての考え方と体制

(1) 附属機関の設置についての考え方

◆ 子ども・子育て支援施策を総合的に調査審議する附属機関の充実

「子ども・子育て会議」は児童福祉や青少年健全育成施策等子どもを取り巻くすべての分野について審議を行う附属機関と位置付けて設置していることから、子ども・子育て支援に関し、それぞれ限定した分野を所掌する附属機関を統合することにより、本市における附属機関による審議体系を整理し、総合的に調査審議する附属機関として充実を図る。

(2) 附属機関の体制整備

◆ 「子ども・子育て会議」と「児童福祉審議会」及び「青少年問題協議会」を統合する

○ 「子ども・子育て支援新制度」においては、幼児期における保育と学校教育の総合的な推進が目的であるが、現行体制では、保育所の設置の認可については「児童福祉専門分科会」に、保育サービスや学校教育施設（認定こども園、幼稚園）の給付や認可・確認等については「子ども・子育て会議」に意見を聴取する状況になっているため、それらを包括的に調査審議していく体制にする必要がある。

⇒ 「児童福祉審議会」を「子ども・子育て会議」に統合し、「子ども・子育て支援新制度」において、児童福祉や幼児期の学校教育に関する施策についての意見の聴取を1つの附属機関で包括的に調査審議できる体制とする。

○ 青少年問題は、非行防止に加え、ニートやひきこもりなど多様化していることから、児童福祉や青少年自立支援、労働行政などの代表から構成される「子ども・子育て会議」において審議することが効果的である。

⇒ 「青少年問題協議会」を「子ども・子育て会議」に統合し、青少年について、指導、保護、矯正等に加え、自立に至るまで、総合的に調査審議できる体制とする。

4 今後の「子ども・子育て会議」

(1) 会議の役割

子ども・子育て支援法、児童福祉法及び地方青少年問題協議会法に基づく新しい「子ども・子育て会議」とし、それぞれの所掌事務について調査審議するものとする。

(2) 調査・審議内容

ア 子ども・子育て支援に関する事項

- ・ 教育・保育施設の利用定員（新制度関係）
- ・ 地域型保育事業の利用定員（ 〃 ）
- ・ 子ども・子育て支援事業計画（ 〃 ）
- ・ 「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」とその実施状況
- ・ その他子ども・子育て支援に関する重要事項

イ 【新】 児童，妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項

- ・ 児童福祉（要保護児童，児童の一時保護など）に関する事項
- ・ 児童福祉施設（助産施設，母子生活支援施設，保育所）の事業停止，施設閉鎖
- ・ 保育所の設置の認可
- ・ 家庭的保育事業等（家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業）の認可

ウ 【新】 青少年問題に関する事項

- ・ 青少年の指導，育成，保護及び矯正に関する重要事項